

高齢者虐待を防ぎましょう

詳細 介護福祉課 ☎(32)6347

高齢者虐待とは?

高齢者虐待防止法では、高齢者が介護者から、不適切な行為や扱いによって権利・利益を侵害される状態、生命・健康・生活が損なわれる状態におかれることを『高齢者虐待』と定義しています。

高齢者虐待は身体的虐待/心理的虐待/介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)/経済的虐待/性的虐待の大きく5種類に分けられます。

介護をしている方へ

一人で悩まず、抱え込まず、市介護福祉課またはお近くの地域包括支援センターへご相談ください。

虐待を防ぐためにできること

虐待を防止するためには“虐待をしない、させない、助けると言える地域づくり”が重要です。深刻な事態を防ぐために、地域の温かい見守りや支え合い、介護や認知症など高齢者を取り巻く環境の適切な理解が必要です。

地域の皆さんへ

お近くの高齢者の困り事やご本人では気付きにくい変化は、地域の皆さんだからこそ気付くことができる場合があります。「今までと違うな」「様子が心配だな」と思ったら、市介護福祉課またはお近くの地域包括支援センターにご相談ください。

■ 高齢者虐待の相談・通報先

市介護福祉課	☎(32)6347	⋮	南地域包括支援センター	☎(71)5005
西地域包括支援センター	☎(61)7600	⋮	中央地域包括支援センター	☎(36)3712
しらかば地域包括支援センター	☎(71)5225	⋮	明野地域包括支援センター	☎(53)4165
山手地域包括支援センター	☎(71)5565	⋮	東地域包括支援センター	☎(52)1155



※相談・通報は匿名で行うことができ、内容に関する秘密も守られます。調査の結果、虐待がなかったとしても、連絡者が責任を問われることはありません



オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン(11月)

👉 児童虐待とは…

詳細 こども相談課 ☎(32)6369

- 身体的虐待** 殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- 性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、児童ポルノの被写体にする など
- ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- 心理的虐待** 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV) など

子どもや保護者のこんなサインを見落としてはいませんか?

子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲の痕がある
- 衣類や体がいつも汚れている
- 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで1人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である/強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

通報は匿名で行うこともでき、通報内容に関する秘密も守られます。調査の結果、虐待がなかったとしても、通報者が責任を問われることはありません。

児童虐待相談・通報先

市こども相談課	☎(32)6369 (平日8時45分~17時15分)	☎189 (いちはやく)
	☎(32)6111 (夜間・休日)	☎110

通報を受けた市役所が、どのような聞き取りや調査をしているかが分かる動画をYouTubeで公開しています

